省令

○法務省令第三十九号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月三十日

法務大臣　鈴木　馨祐

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	
（委託事務費） **第六条**　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。	
東京都の区の存する地域	五、二八六円
町田市　横浜市　川崎市　大阪市	五、一六六円
国立市　八王子市　豊田市　千葉市　名古屋市	五、一三六円
さいたま市　小田原市　堺市　神戸市	五、一〇六円
泉佐野市	五、〇一六円
大津市　京都市　仙台市　静岡市　豊橋市　ひたちなか市　札幌市　栃木市　新潟市　福井市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　長野市　松本市　市　津市　和歌山市　富山市　金沢市　姫路市　田辺市　岡山市　北九州市　川崎市　長崎市	四、九八六円
市　奈良市　市　岡崎市　広島市　福岡市	四、八九六円
豊橋市	四、八六六円
ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　市　津市　和歌山市	四、八三六円
札幌市　栃木市　市　前橋市　長野市　松本市　市　富山市　金沢市　姫路市　岡山市　北九州市	四、七七六円
新潟市　福井市　市　呉市　徳島市　福岡県糟屋郡須恵町　飯塚市　田川市　長崎市	四、七四六円
上記以外の市町村	四、九五六円

改正前	
（委託事務費） **第六条**　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。	
東京都の区の存する地域	五、〇八一円
町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	四、九六四円
さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	四、九三五円
神戸市	四、八四六円
小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	四、七八八円
仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	四、六七〇円
札幌市　栃木市　市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	四、五八二円
上記以外の市町村	四、四九四円